平成２４年（フ）第４７８号
北九州市若松区東二島１丁目９番44号　佐藤方
債務者　田中美奈子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５２１号
北九州市小倉南区上吉田３丁目23番１―204号
債務者　中村　善行
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４６号
北九州市小倉南区田原１丁目６番９号　エクセルアート101
債務者　國本志津枝
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５８４号
北九州市小倉北区片野１丁目13番８―602号
債務者　福井　孝子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２４１号
宮崎県西都市大字三納10046番地１
債務者　小野　昭子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１５号
宮崎県都城市上長飯町5154番地　一万城団地12―１―180
債務者　瀬尾　　敬
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２０１号
盛岡市津志田中央３丁目27番15―305号、旧住所岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森111番地１　レオネクストぱーきんぐ204号
債務者　鈴木　成子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２１１号
盛岡市三ツ割字櫃石13番地３
債務者　小舘　栄子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２１６号
盛岡市簗川第３地割10番地
債務者　吉田　一彦
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２２０号
岩手県紫波郡紫波町片寄字丹後39番地
債務者　熊谷　茂樹
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２２３号
盛岡市黒川７地割37番地７
債務者　吉田キミ子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２２６号
盛岡市紅葉が丘13番12号
債務者　熊谷　弘司
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１０２号
福島県郡山市備前舘２丁目88番地　ライカハウスＡ101号
債務者　加藤　直樹
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
兵庫県明石市大久保町森田118番地の15
債務者　豊福　勇雄
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
神戸市西区井吹台西町１丁目７番地６―1203号
債務者　山本　静香
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
神戸市西区南別府１丁目15番地の５　311号
債務者　近藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
沖縄県中頭郡西原町字小橋川94番地の１
債務者　我喜屋惠子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４４４号
北九州市八幡西区星ケ丘１丁目９番６号　Ｂ棟101号
債務者　吉田　郁代
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部